

第二十六回国会 衆議院 建設委員會議録 第七号

昭和三十三年三月十四日(木曜日)

午後三時四十六分開議

出席委員

委員長 薩摩 雄次君

理事内海 安吉君 理事大島 秀一君

理事荻野 豊平君 理事瀬戸山三男君

理事前田榮之助君 理事三鍋 義三君

逢澤 寛君 大高 康君

徳安 實藏君 中島 茂喜君

堀川 恭平君 松澤 雄藏君

山口 好一君 足鹿 覺君

井谷 正吉君 小川 豊明君

田中幾三郎君 中島 巖君

出席國務大臣

建設大臣 南條 徳男君

出席政府委員

建設事務官 柴田 達夫君

(大臣官房長) 建設事務官 町田 稔君

(計画局長) 建設技官 山本 三郎君

(河川局長) 建設事務官(住宅局長事務取扱) 鬼丸 勝之君

委員外の出席者

建設事務官(住宅局住宅総務課長) 鮎川 幸雄君

専門員 山口 乾治君

三月六日

委員荻野豊平君辞任につき、その補

欠として橋本龍伍君が議長の名で

委員に選任された。

同月七日

委員橋本龍伍君辞任につき、その補

欠として松本瀧藏君が議長の名で

委員に選任された。

同月八日

委員松本瀧藏君辞任につき、その補

欠として荻野豊平君が議長の名で

委員に選任された。

同月九日

委員山下榮二君辞任につき、その補

欠として井堀繁雄君が議長の名で

委員に選任された。

同月十一日

委員瀬戸山三男君及び井堀繁雄君辞

任につき、その補欠として加藤常太

郎君及び山下榮二君が議長の名で

委員に選任された。

同日

委員加藤常太郎君辞任につき、その

補欠として瀬戸山三男君が議長の指

名で委員に選任された。

同月十二日

委員伊東隆治君辞任につき、その補

欠として渡海元三郎君が議長の名

で委員に選任された。

同日

委員渡海元三郎君辞任につき、その

補欠として伊東隆治君が議長の指

名で委員に選任された。

同月十三日

委員伊東隆治君及び小川豊明君辞任

につき、その補欠として渡海元三郎

君及び中村英男君が議長の名で委

員に選任された。

同月十四日

委員中村英男君辞任につき、その補

欠として小川豊明君が議長の名で

委員に選任された。

同日

荻野豊平君が理事に補欠当選した。

同日

瀬戸山三男君が理事に補欠当選し

た。

三月六日

特定多目的ダム法案(内閣提出第

九〇号)

同日

道路財源の確立等に関する請願(五

十嵐吉藏君紹介)(第一八六五号)

同(筒牛九夫君紹介)(第一八六六

号)

国道大津教賀線の二級国道編入に關

する請願(堤康次郎君紹介)(第一九

二八号)

災害復旧費国庫補助交付促進に關す

る請願(堤康次郎君紹介)(第一九二

九号)

公営住宅建設に関する請願(堤康次

郎君紹介)(第一九三〇号)

同月八日

肝属川改修工事促進に関する請願

(有馬輝武君紹介)(第一九九九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

日本住宅公団法の一部を改正する法

律案(内閣提出第四四号)

住宅金融公庫法の一部を改正する法

律案(内閣提出第八二号)

特定多目的ダム法案(内閣提出第

九〇号)

○薩摩委員長 これより會議を開きま

す。

議事に入るに先立ちまして理事の補

欠選任についてお諮りいたします。理

事荻野豊平君が去る六日、瀬戸山三男

君が去る十一日委員を辞任されました

ので理事が二名欠員になっておりま

す。理事の補欠選任につきましては選

挙の手続を省略し委員長において指名

するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○薩摩委員長 御異議なしと認め、再

び当委員になられました荻野豊平君並

びに瀬戸山三男君を理事に指名いたし

ます。

○薩摩委員長 次に去る四日付託にな

りました内閣提出住宅金融公庫法の一

部を改正する法律案を議題といたしま

す。

まず本案の趣旨について政府の説明

を求めます、南條建設大臣。

住宅金融公庫法の一部を改正する

法律案

住宅金融公庫法の一部を改正す

る法律

住宅金融公庫法(昭和二十五年法

律第五十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第一条に次の一項を加える。

8 住宅金融公庫は、前二項に規定

するものの外、相当の住宅部分を

有する建築物で土地の合理的利用

及び災害の防止に寄与するものの

建設に必要な資金で、銀行その他

一般の金融機関が融通することを

困難とするものを融通することを

目的とする。

第二条中第二号を削り、第三号か

ら第五号までを一号ずつ繰り上げ、

同条第六号中「本号において」を削

り、同号を同条第五号とし、同条に

次の一号を加える。

六 中高層耐火建築物 主要構造

部を耐火構造とした建築物又は

外壁を耐火構造とし、屋根を不

燃材料でふいた建築物若しくは

主要構造部を不燃材料その他の

不燃性の建築材料で造つた建築

物で、地上階数三以上を有する

ものをいう。

第六条第二項第六号中「理事」を

「副総裁又は理事」に改める。

第九条中「総裁一人」の下に、副

総裁一人を加え、「理事五人以内」

を「理事四人以内」に改める。

第十条第二項中「総裁を補佐して」

を「総裁及び副総裁を補佐して」に、

「総裁に事故があるときには」を「総

裁及び副総裁に事故があるときに

は」に、「総裁が欠員のときには」を

「総裁及び副総裁が欠員のときには」

に改め、同条中第三項を第四項と

し、第二項を第三項とし、第一項の

次に次の一項を加える。

2 副総裁は、総裁の定めるところ

により、公庫を代表し、総裁を補

佐して公庫の事務を掌理し、総裁

に事故があるときにはその職務を

代理し、總裁が欠員のときにはその職務を行ふ。

第十一條第二項中「理事」を「副總裁及び理事」に改める。

第十二條、第十三條及び第十四條中「總裁」の下に、「副總裁」を加へる。

第十七條第四項中「貸付金に係る」を「主として貸付金に係る」に改め、同條第五項を次のように改める。

5 公庫は、地震、暴風雨、こう水、火災その他の災害で主務省令で定めるものにより、人の居住の用に供する家屋（主として人の居住の用に供する家屋を含む。以下本項において同じ。）が滅失し、又は損傷した場合において、当該災害の当時当該家屋を所有し、若しくは賃借し、又は当該家屋に居住していた者が当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために、当該災害発生の日から二年以内に、人の居住の用に供する家屋で主務省令で定めるもの（以下「災害復興住宅」といふ。）を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の建設に附随して土地若しくは借地権を取得しようとするときは、これらの者に対し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修又は当該災害復興住宅の建設に附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けることができる。

第六項とし、同項の次に次の一項を加へる。  
7 公庫は、第一條第三項に掲げる目的を達成するため、相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物並びに防火建築帯（耐火建築促進法（昭和二十七年法律第六十号）第四條第一項の規定により指定された防火建築帯をいふ。）の区域内において相当の住宅部分を有し、且つ、主要構造部を耐火構造とし、基礎及び主要構造部を地上第三階以上の部分の建設を予定する構造とした二階建の建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付の業務を行ふ。

第十七條第六項を削り、同條第七項中「第一項、第二項及び第四項から前項までに規定する業務の外、」を「第一條第二項に掲げる目的を達成するため、」に改め、同項を同條

第六項とし、同項の次に次の一項を加へる。  
7 公庫は、第一條第三項に掲げる目的を達成するため、相当の住宅部分を有する中高層耐火建築物並びに防火建築帯（耐火建築促進法（昭和二十七年法律第六十号）第四條第一項の規定により指定された防火建築帯をいふ。）の区域内において相当の住宅部分を有し、且つ、主要構造部を耐火構造とし、基礎及び主要構造部を地上第三階以上の部分の建設を予定する構造とした二階建の建築物を建設する者に対し、その建設に必要な資金の貸付の業務を行ふ。

第十七條第八項第一号中「基礎主要構造部（第五項又は第六項の規定によりその建設について資金の貸付を受けることができる主要構造部をいふ。以下同じ。）を中高層耐火建築物等（前項の規定によりその建設について資金の貸付を受けることができる建築物をいふ。以下同じ。）に改め、同項第四号中「基礎主要構造部」を「中高層耐火建築物等」に改める。

第十八條中「及び第四項から第六項まで」を、「第四項、第五項及び第七項」に、「第五項若しくは第六項」を「若しくは第七項」に改め、「事業の内容」の下に、「工事の計画」を加へる。

第十九條中「百平方メートル」の下に「（貸付が住宅の床面積を増加するための建設に係る場合においては、百二十平方メートル）」を加へる。

第十九條の二の見出し中「多層家屋等」を「中高層耐火建築物等」に改

め、同條中「多層家屋及び第十七條第六項の規定による貸付金に係る家屋（以下「多層家屋等」といふ。）を「中高層耐火建築物等」といふ。」を「中高層耐火建築物等」に、「当該家屋内の住宅」を「当該中高層耐火建築物等内」に改める。

2 第十七條第一項第二号から第四号までの規定に該当する者で土地を所有するものが当該土地に中高層耐火建築物を建設する場合において、当該中高層耐火建築物内の住宅の建設について同條第一項の規定による貸付を受けるとき（あわせて同條第二項の規定による貸付を受ける場合を除く。）は、その貸付金の一戸当りの金額の限度は、前項の規定にかかわらず、当該住宅の建設費及び当該住宅の建設に通常必要な土地の取得に必要な費用（当該土地の取得に必要な費用が当該住宅の建設費の割七割をこえる場合においては、当該住宅の建設費の割七分に相当する金額）を合計した額の八割五分に相当する金額とする。

4 第十七條第五項の規定による貸付金の一戸当りの金額の限度は、政令で定める。

第二十條第七項中「基礎主要構造部の標準建設費」を削り、同項を同條第八項とし、同條第六項中「地域別及び住宅の構造別に、」を「地域別、規模別及び構造別に、住宅については、」住宅の建設のため通常必要な費用を参しやくして、第四項に

規定する基礎主要構造部の標準建設費は、地域別及び規模別に、基礎主要構造部の建設のため通常必要な費用を参しやくして、第一項を「住宅の建設のため通常必要な費用を、中高層耐火建築物等については中高層耐火建築物等の建設のため通常必要な費用をそれぞれ参しやくして、同項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加へる。

規定する基礎主要構造部の標準建設費は、地域別及び規模別に、基礎主要構造部の建設のため通常必要な費用を参しやくして、第一項を「住宅の建設のため通常必要な費用を、中高層耐火建築物等については中高層耐火建築物等の建設のため通常必要な費用をそれぞれ参しやくして、同項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第五項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加へる。

5 第十七條第七項の規定による貸付金の金額の限度は、中高層耐火建築物等の住宅部分についてはその建設費（第十七條第一項又は融通法第七條第一項の規定による貸付金に係る部分があるときは、当該建設費からその部分の建設費を差し引いた額）、住宅部分以外の部分については住宅部分の床面積と等しい床面積の部分（住宅部分以外の部分の床面積が住宅部分の床面積に満たないときは、その住宅部分以外の部分）の建設費のそれぞれ七割五分に相当する金額とする。

第二十一條第一項の表区分の欄中「多層家屋等内の」を「中高層耐火建築物内の耐火構造の」に改め、同條第二項中「三年」を「五年」に改め、同條第三項中「第十七條第五項又は第六項」を「第十七條第七項」に、「五分五厘」を「六分五厘」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加へる。

3 第十七條第五項の規定による貸付金の利率は、年五分五厘とし、その償還期間は、建設又は当該建設に附随する土地若しくは借地権

の取得に係るものについては十五年（すえおき期間を含む。）以内、補修に係るものについては八年（すえおき期間を含む。）以内とする。この場合において、すえおき期間は、貸付の日から起算し、建設又は当該建設に附随する土地若しくは借地権の取得に係るものについては三年以内、補修に係るものについては一年以内とする。

第二十一條の二を次のように改める。  
（貸付金の償還期間の特例等）  
第二十一條の二 公庫は、第十七條第五項に規定する災害により滅失した住宅を当該災害の当時所有し、若しくは使用していた者が、当該災害の発生の日から二年以内に、住宅（同條第一項第一号の規定に該当する者が建設する住宅に限る。）又は中高層耐火建築物等を建設しようとする場合において、同條第一項、第二項又は第七項の規定により、これらの者の住宅若しくは中高層耐火建築物等の建設又は住宅の建設に附随する土地若しくは借地権の取得に必要な資金を貸し付けるときは、貸付金の償還期間を三年以内延長し、且つ、貸付の日から起算して三年以内のすえおき期間を設けることができる。

第二十一條の三第三項ただし書中「当該住宅又は土地」を「当該住宅、災害復興住宅又は土地」に、「当該住宅に係る」を「当該住宅又は災害復興住宅に係る」に改め、同項第二号中「住宅」の下に、「災害復興住宅、中高層耐火建築物等」を加へ、同項第四

の取得に係るものについては十五年（すえおき期間を含む。）以内、補修に係るものについては八年（すえおき期間を含む。）以内とする。この場合において、すえおき期間は、貸付の日から起算し、建設又は当該建設に附随する土地若しくは借地権の取得に係るものについては三年以内、補修に係るものについては一年以内とする。

第二十一條の三第三項ただし書中「当該住宅又は土地」を「当該住宅、災害復興住宅又は土地」に、「当該住宅に係る」を「当該住宅又は災害復興住宅に係る」に改め、同項第二号中「住宅」の下に、「災害復興住宅、中高層耐火建築物等」を加へ、同項第四

の取得に係るものについては十五年（すえおき期間を含む。）以内、補修に係るものについては八年（すえおき期間を含む。）以内とする。この場合において、すえおき期間は、貸付の日から起算し、建設又は当該建設に附随する土地若しくは借地権の取得に係るものについては三年以内、補修に係るものについては一年以内とする。

号中「貸付を受けた者で第十七条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付を受けた者で同条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの」に、「第六項」を「第七項」に改め、「住宅」の下に「災害復興住宅、中高層耐火建築物等」を加え、同項第五号及び第六号中「住宅又は住宅及びこれ」を「住宅、災害復興住宅又は住宅若しくは災害復興住宅及びこれら」に改め、同項第七号中「住宅」の下に「又は災害復興住宅」を加え、同項第八号中「第十七条第五項又は第六項」を「第十七条第七項」に、「家屋の人の居住の用に供する部分」を「中高層耐火建築物等の住宅部分」に改め、同項第九号中「貸付を受けた者で第十七条第一項第三号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第三号の規定に該当するもの又は同条第五項若しくは第七項の規定による貸付を受けた者で当該貸付に係る災害復興住宅若しくは中高層耐火建築物等内の住宅を賃貸するもの」に、「又は第二項」を、「第二項又は第三項」に改め、同項第十号中「貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第四号の規定に該当するもの」に改め、「同条第四項」の下に「若しくは第七項」を加え、「又は第二項」を、「第二項又は第三項」に改める。

第二十三条第一項中「住宅」を「住宅、災害復興住宅」に、「基礎、主要構造部」を「中高層耐火建築物等」に改め、「造成中の土地に係る造成工事」の下に「並びに公庫の第十七条第五項及び第七項の規定による貸付に關する申込みの受理及び審査並びに同条第五項の規定による貸付に關する資金の貸付、元金の回収その他貸付及び回収に關する業務並びに当該貸付に關する貸付金の回収に關連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分」を加える。

第二十四条第二項中「住宅」を「住宅、災害復興住宅又は中高層耐火建築物等」に改め、「又は基礎、主要構造部」を削る。

第二十七条第二項中「一般会計の」を削り、同条第三項中「同項」を「第一項」に、「及び納付の手續」を「並びに納付金の納付の手續及びその帰属する会計」に改める。

第三十三条第一項中「受託者たる金融機関」の下に「若しくは地方公共団体」を加え、「貸付を受けた者で第十七条第一項第三号」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第三号」に改める。

第三十四条第二項中「住宅若しくは基礎、主要構造部」を「住宅、災害復興住宅若しくは中高層耐火建築物等」に改める。

第三十五条中「貸付を受けた者で第十七条第一項第三号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第三号の規定に該当するもの」に、「貸付金」を「当該貸付金」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十七条第五項又は第七項の規定による貸付を受けた者が当該貸付金に係る災害復興住宅又は中高層耐火建築物等内の住宅を賃貸するときは、家賃その他賃貸の条件に關し主務省令で定める基準に従つてしなければならない。

改め、「造成中の土地に係る造成工事」の下に「並びに公庫の第十七条第五項及び第七項の規定による貸付に關する申込みの受理及び審査並びに同条第五項の規定による貸付に關する資金の貸付、元金の回収その他貸付及び回収に關する業務並びに当該貸付に關する貸付金の回収に關連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分」を加える。

第二十四条第二項中「住宅」を「住宅、災害復興住宅又は中高層耐火建築物等」に改め、「又は基礎、主要構造部」を削る。

第二十七条第二項中「一般会計の」を削り、同条第三項中「同項」を「第一項」に、「及び納付の手續」を「並びに納付金の納付の手續及びその帰属する会計」に改める。

第三十三条第一項中「受託者たる金融機関」の下に「若しくは地方公共団体」を加え、「貸付を受けた者で第十七条第一項第三号」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第三号」に改める。

第三十四条第二項中「住宅若しくは基礎、主要構造部」を「住宅、災害復興住宅若しくは中高層耐火建築物等」に改める。

第三十五条中「貸付を受けた者で第十七条第一項第三号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第三号の規定に該当するもの」に、「貸付金」を「当該貸付金」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十七条第五項又は第七項の規定による貸付を受けた者が当該貸付金に係る災害復興住宅又は中高層耐火建築物等内の住宅を賃貸するときは、家賃その他賃貸の条件に關し主務省令で定める基準に従つてしなければならない。

付金に係る災害復興住宅又は中高層耐火建築物等内の住宅を賃貸するときは、家賃その他賃貸の条件に關し主務省令で定める基準に従つてしなければならない。

第三十五条の二中「貸付を受けた者で第十七条第一項第四号の規定に該当するもの」を「第十七条第一項の規定による貸付を受けた者で同項第四号の規定に該当するもの」に、「貸付金」を「当該貸付金」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第十七条第七項の規定による貸付を受けた者が当該貸付金に係る中高層耐火建築物等内の住宅を他人に譲渡するときは、譲渡価額その他譲渡の条件に關し主務省令で定める基準に従つてしなければならない。

第三十九条中「法律第七十六号」を「法律第七十七号」に改める。

第四十九条第五号中「第二十條第一項から第六項まで」を「第二十條第一項から第六項まで」に改め、同条第六号中「第二十條第七項」を「第二十條第八項」に改める。

附則

1 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 (適用区分) 改正後の住宅金融公庫法第十七条第五項の規定及び同法中同条同項の規定に係る部分は、この法律の公布の日以降に発生した災害から適用し、改正前の同条第五項又は第六項の規定により住宅金融公庫が昭和三十一年度以前の事業計画に係る資金の貸付の申込を受理したのものについては、なお従前の例による。

3 (産業労働者住宅資金融通法の一部改正) 産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表区分の欄中「第二条第五号」を「第二条第四号」に、「第二条第六号」を「第二条第五号」に改め、同条第二項中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に、「第二十条第六項及び第七項」を「第二十条第七項及び第八項」に改め、同条第三項中「第十七条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの又は同条第五項若しくは第六項の規定による貸付を受けた者」を「第十七条第一項若しくは第二項の規定による貸付を受けた者で同条第一項第一号若しくは第三号の規定に該当するもの又は同条第五項若しくは第七項の規定による貸付を受けた者」に、「産業労働者住宅資金融通法」を「貸付を受けた者で産業労働者住宅資金融通法」に改める。

第十二条中「第二十五条第一項」を「第二十五条」に改める。

第十六条第三号中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に、「第二十条第七項」を「第二十条第八項」に改める。

4 (北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正) 北海道防寒住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二条(定義)第五号」を「第二条(定義)第四号」に、「同条第六号」を「同条第五号」に改め、同条第二項の表区分の欄中「多層家屋等(公庫法第十九条の二に規定する多層家屋等)」を「以下本条において同じ。」を「中高層耐火建築物(公庫法第二条第六号に規定する中高層耐火建築物をいう。以下本条において同じ。)」に、「多層家屋等内の防寒住宅」を「中高層耐火建築物内の防寒住宅」であつて、且つ、耐火構造の住宅であるもの」に改め、同条第三項中「多層家屋等内の防寒住宅の建設に必要な資金のみの貸付を受ける」ときを「中高層耐火建築物内の住宅の建設について同法第十七条第一項の規定による貸付を受ける場合(あわせて同条第二項の規定による貸付を受ける場合を除く。)」に改め、同条第五項中「第二十條第五項」を「第二十條第六項」に、「同条第六項及び第七項」を「同条第七項及び第八項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(住宅金融公庫の資金によつて建設される災害復興住宅等) 第八条の二 公庫が、公庫法第十七条第五項の規定により、北海道の区域内において災害復興住宅の建設をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができ、災害復興住宅は、北海道の気象に適した防寒的な構造及び設備を有する家屋であり、且つ、簡易耐火構造又は耐火構造の家屋でなければならない。

2 公庫が北海道の区域内において災害復興住宅を建設し、又は当該災害復興住宅の建設に附随して土地若しくは借地権を取得しよとする者に対し、公庫法第十七条第五項の規定により資金の貸付をする場合においては、貸付金の一戸当りの金額の限度は政令で定めるものとし、貸付金の利率は年五分五厘とし、貸付金の償還期間は二十五年（すえおき期間を含む。）以内とする。この場合において、すえおき期間は、貸付の日から起算して三年以内とする。

3 公庫が、公庫法第十七条第七項の規定により、北海道の区域内において中高層耐火建築物等の建設をしようとする者に対し、資金の貸付をすることができ、中高層耐火建築物等内の住宅は、防蹠住宅でなければならぬ。

第九条第四項中「第二十条第五項」を「第二十条第六項」に、「第二十条第六項及び第七項」を「第二十条第七項及び第八項」に改める。

第十一条中「第八条」の下に「、第八条の二」を加える。

○南條國務大臣 ただいま議題となりました住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

住宅金融公庫は、御承知の通り国民大衆が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として昭和

二十五年六月に設立されたのでありますが、以来六年余にわたり約四十一万户の住宅の建設資金を融通し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与して参つたのであります。

ところで、風水害、火災等の災害によつて被害を受けた住宅を復興するための資金の融通につきましては、償還方法について若干の特例がある以外には特別の規定がないため災害により損傷した住宅を補修するため必要な資金につきましても、融通の道がなく、また、災害復興のため公庫融資によつて建設される住宅の貸付手続等において不備な点もあり、罹災地における被災住宅の復興に対する措置としては十分ではないのであります。

そこで、災害が発生した場合、公庫の業務として、比較的規模な住宅の復興と損傷した住宅の補修に要する資金について、このたび新たに融通の道を開くこととするともに、災害発生の場合、災害復興住宅の建設または補修を罹災地の実情に即してできるだけ適切かつ迅速に行うため、災害復興住宅の貸付及び回収に関する業務の一部を地方公共団体にも委託することができるといたしました。

なお、これらの災害復興住宅の貸付金につきましては、その金額の限度は政令で定めることとし、その利率は年五分五厘、償還期間は、建設資金については据置期間を含め十五年以内、補修資金については据置期間を含め八年以内といたしました。

次に、わが国における都市は、その大部分が低層の木造建築物によつて占められ、かつ、年々郊外へ平面的な発展をいたしている状況であります。

かくしてわが国の各都市における土地の利用状況は、欧米諸都市に比べて、その利用度が低く、都市構成上もきわめて不合理な形態となつており、さらに火災その他の災害の防止という観点からしても憂慮される状態にあるのであります。従いまして、都市における建築物の高層化及び不燃化を強力に促進する必要があるのであります。

以上申し上げました観点から、この際、都市における住宅難の緩和に寄与し、あわせて土地の合理的利用、災害の防止に資する中層または高層の耐火性の建築物を建設するために必要な資金の融通措置を新たに講じ、その建設の促進をはかることとした次第であります。

これらの中高層耐火建築物の建設に対する融資につきましては、従来の多層家屋に関する融資の制度を改め、原則として相当の住宅部分を有し、かつ耐火構造または簡易耐火構造の建築物で、地上階数三以上を有するものを建設する者に対し、必要な建設資金を貸し付けようとするものであります。

これによる貸付金の金額の限度は、中高層耐火建築物の住宅部分については、その建設費の七割五分、住宅部分以外の部分については、住宅部分の床面積とひとしい床面積の部分の建設費の七割五分に相当する金額とし、貸付金の利率は年六分五厘、償還期間は十年以内といたしております。

なお、以上申し上げました条件により、中高層耐火建築物について貸付を受けた者が、住宅部分について貸付または譲渡いたします際には、その住宅の家賃、譲渡価格等の条件につきまし

て、主務省令で定める基準に従つて行うようにいたしております。

次に、公庫の貸付金にかかる住宅の建設を容易にするため公庫が必要があると認める場合には、宅地造成事業に必要な資金の貸付を行なつているのであります。最近における宅地取得難の現状及び宅地造成事業の実施状況等にかんがみ、今後の宅地造成事業については貸付金にかかる住宅のための宅地造成にあわせて、これに支障のない範囲内でそれ以外の住宅のための宅地造成を促進する事業についても、これに必要な資金を貸し付けることといたしました。

また、現在公庫は、一戸当りの床面積が百平方メートルをこえる住宅については、資金の貸付をすることができないのでありますが、増築貸付の場合、この制限によることは既存の建物との関係上実情に沿わない場合もあありますので、増築資金を貸し付ける場合に限り、貸付の対象となる住宅の床面積の限度を百二十平方メートルまで引き上げることといたしました。

次に、現在、公庫の国庫納付金は政府の一般会計の歳入とすることとなつておりますが、昭和三十三年度から公庫に対し産業投資特別会計より出資することとなつておりますので、国庫納付金の帰属する会計について所要の改正をいたしました。

次に、最近における公庫の業務内容が複雑化し、かつ増大して参りましたので、公庫の役員中理事一人を減じ副総裁一人を置くことといたしました。

以上の改正に伴い従来の住宅金融公庫法について、必要な条項を整理する

とともに、関係法律について所要の改正を行うことといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○薩摩委員長 本案に対する質疑は次会に行うことといたします。

○薩摩委員長 次に去る三月六日付託になりました内閣提出、多目的ダム法案を議題とし、審査に入ります。

まず本案の趣旨につきまして、政府の説明を聴取いたします。南條建設大臣。

特定多目的ダム法案  
特定多目的ダム法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 多目的ダムの建設(第四条—第十四条)

第三章 ダム使用権(第十五条—第二十八条)

第四章 多目的ダムの管理(第二十九条—第三十三条)

第五章 雑則(第三十四条—第三十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、多目的ダムの建設及び管理に關し河川法(明治二十九年法律第七十一号)の特例を定めるとともに、ダム使用権を創設し、もつて多目的ダムの効用をすみやかに、かつ、十分に發揮させることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「多目的

ととも、関係法律について所要の改正を行うことといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○薩摩委員長 本案に対する質疑は次会に行うことといたします。

○薩摩委員長 次に去る三月六日付託になりました内閣提出、多目的ダム法案を議題とし、審査に入ります。

まず本案の趣旨につきまして、政府の説明を聴取いたします。南條建設大臣。

特定多目的ダム法案  
特定多目的ダム法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 多目的ダムの建設(第四条—第十四条)

第三章 ダム使用権(第十五条—第二十八条)

第四章 多目的ダムの管理(第二十九条—第三十三条)

第五章 雑則(第三十四条—第三十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、多目的ダムの建設及び管理に關し河川法(明治二十九年法律第七十一号)の特例を定めるとともに、ダム使用権を創設し、もつて多目的ダムの効用をすみやかに、かつ、十分に發揮させることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「多目的

ダム」とは、建設大臣が河川法第八條第一項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道の用（以下「特定用途」という。）に供されるものをいい、余水路、副ダムその他ダムと一体となつてその効用を全うする施設又は工作物（もつぱら特定用途に供されるものを除く。）を含むものとする。

2 この法律において「ダム使用権」とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう。

（特定用途のための流水占用の制限）

第三條 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供する者は、河川法第十八條の規定による流水の占用の許可によつて生ずる権利（以下「流水占用権」という。）を有するほか、ダム使用権を有する者（以下「ダム使用権者」という。）でなければならぬ。

第二章 多目的ダムの建設

（基本計画）

第四條 建設大臣は、多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならぬ。

2 基本計画には、新築しようとする多目的ダムに関し、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 建設の目的
- 二 位置及び名称
- 三 規模及び型式

四 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

五 ダム使用権の設定予定者

六 建設に要する費用及びその負担に関する事項

七 工期

八 その他建設に関する基本的事項

3 建設大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び基本計画に定めらるべき、又は定められたダム使用権の設定予定者の意見をきかなければならぬ。この場合において、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4 建設大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止したときは、すみやかに、その旨を公示するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及びダム使用権の設定予定者に通知しなければならない。

（ダム使用権の設定予定者の要件）

第五條 ダム使用権の設定予定者は、ダム使用権の設定を申請した者で、第十五條第二項各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

（ダム使用権の設定予定者の地位の承継）

第六條 相続人、合併により設立される法人その他のダム使用権の設定予定者の一般承継人は、被承継

人が有していたこの法律の規定に基く地位を承継する。

（建設費の負担）

第七條 ダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの建設に要する費用のうち、建設の目的である各用途について、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該用途に供することによつて得られる効用から算定される推定の投資額及び当該用途のみに供される工作物でその効用と同等の効用を有するものの設置に要する推定の費用の額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2 多目的ダムの建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

第八條 多目的ダムの建設に要する費用について河川法第二十七條ただし書の規定により都道府県が負担すべき負担金の額は、その建設に要する費用の額から前条第一項の負担金及び政令で定めるその他の負担金の額を控除した額に同法第二十七條ただし書に定める都道府県の負担割合を乗じた額及びその額に対応する政令で定める利息があるときはその利息の額並びに都道府県が収納する政令で定めるその他の負担金の額を合算した額とする。

（受益者負担金）

第九條 多目的ダムの建設によつて著しく利益を受ける者がある場合において、その者が流水を政令で定める用途に供する者であるとき

は建設大臣、その他の者であるときは都道府県知事は、その利益を受ける限度において、多目的ダムの建設に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の負担金を徴収する場合における負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収の方法については、建設大臣が負担させる場合にあつては政令で、都道府県知事が負担させる場合にあつては都道府県の条例で定める。

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百七十七條第三項及び第四項の規定は、前項の規定による条例を制定し、又は改正する場合について準用する。

第十條 専用の施設を新設し、又は拡張して、新築される多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水をかながいの用に供する者は、多目的ダムの建設に要する費用につき、当該用途について第七條第一項に規定する方法と同一の方法により算出した額のうち十分の一以内で政令で定める割合の額及びその額に対応する建設期間中の利息の額を合算した額の負担金を負担しなければならない。

2 前項の負担金は、都道府県知事が徴収する。

3 前条第二項及び第三項の規定は、前項の負担金について準用する。

（負担金等の帰属）

第十一條 前二條の規定により都道府県知事が負担させ、又は徴収した負担金及びその負担金の納付義務者から徴収した延滞金は、当該都道府県に帰属する。

（建設費負担金の還付）

第十二條 ダム使用権の設定予定者のダム使用権の設定の申請が却下され、又は取り下げられたときは、その者がすでに納付した第七條の負担金を還付するものとする。ただし、建設大臣は、基本計画を廃止する場合を除き、新たにダム使用権の設定予定者が定められるまでその還付を停止することができる。

（ダム使用権設定前の多目的ダムの利用）

第十三條 ダム使用権の設定予定者は、第三條の規定にかかわらず、ダム使用権の設定を受ける前に、建設大臣の許可を受けて、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供することができる。

（建設の完了）

第十四條 建設大臣は、多目的ダムの建設を完了したときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、その多目的ダムを河川の附属物として認定するものとする。

第三章 ダム使用権

（設定の要件）

第十五條 ダム使用権は、建設大臣が、流水を特定用途に供しようとする者の申請によつて設定する。

2 建設大臣は、次の各号に掲げる要件に適合すると認められた場合でなければ、ダム使用権を設定してはならない。

一 申請人が多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該

特定用途に供することが、河川の総合開発の目的に適合すること。

二 申請人が、流水を当該特定用途に供することについて、及び流水を当該特定用途に供することによつて営もうとする事業について必要な行政庁の許可、認可その他の処分を受けていること又は受ける見込が十分であること。

(設定の申請の却下)  
第十六条 建設大臣は、基本計画を作成したときは、基本計画にダム使用権の設定予定者として定められた者以外の者の設定の申請を却下することができる。

2 建設大臣は、次の各号の一に該当すると認めるときは、ダム使用権の設定予定者の設定の申請を却下しなければならない。  
一 ダム使用権の設定予定者が、前条第二項の事件を備えなくなつたとき。

二 第七条第一項の負担金を納付しないとき。  
三 基本計画を廃止したとき。

(設定)  
第十七条 建設大臣は、第十四条の規定による河川の附属物としての認定をしたときは、ただちに、ダム使用権の設定予定者にダム使用権の設定をしなければならない。  
第十八条 ダム使用権の設定は、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。  
一 設定の目的  
二 ダム使用権により貯留が確保される流水の最高及び最低の水位並びに量

2 前項第二号に掲げる事項は、当該多目的ダムが十分にその効用を果すために適切なものでなければならない。  
(流水の貯留が確保される地域)  
第十九条 ダム使用権によつて流水の貯留が確保される地域は、前条第一項第二号に規定する流水の最高水位における水平面が土地に接する線によつて囲まれる地域とする。

(性質)  
第二十条 ダム使用権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。  
第二十一条 ダム使用権は、相続、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分及び強制執行並びに一般の先取特権及び抵当権の目的となるほか、権利の目的となることのできない。

(処分の制限)  
第二十二条 ダム使用権は、建設大臣の許可を受けなければ、移転(相続、法人の合併その他の一般承継によるものを除く。)の目的とし、分割し、併合し、又はその設定の目的を変更することができない。  
第二十三条 抵当権の設定が登録されているダム使用権については、その抵当権者の同意がなければ、分割、併合若しくは設定の目的の変更の許可を申請し、又はこれを放棄することができない。

(取消の処分等)  
第二十四条 建設大臣は、ダム使用権者の有する流水占用権につき、河

川法第十八条の規定による許可の全部又は一部を取り消す場合において、何人にも従前どおりの流水の占有を認めることができないときは、ダム使用権につき、これに相当する取消又は変更の処分をしなければならない。  
第二十五条 建設大臣は、ダム使用権者の有する流水占用権につき、河川法第十八条の規定による許可の全部又は一部を取り消した場合において、他の者に新たに流水の占有を認めるため必要があるときは、ダム使用権者に対し、相当の期間を定めてダム使用権の全部又は一部を他の者に譲渡すべきことを命ずることができる。  
2 前項の期間内にダム使用権の譲渡がされないときは、建設大臣は、ダム使用権者の有していた流水占用権の全部又は一部と同一の流水占用権につき他の者が河川法第十八条の規定による許可を受け見込が十分であるときに限り、ダム使用権の全部又は一部につき取消の処分をすることができる。

(登録)  
第二十六条 ダム使用権又はダム使用権を目的とする抵当権の設定、変更、移転、消滅及び処分の制限は、ダム使用権登録簿に登録しなければならない。  
2 前項の規定による登録は、登記に代るものとする。

3 前二項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

(納付金)  
第二十七条 ダム使用権の設定を受

ける者は、第十七条の規定により設定を受ける場合を除き、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該ダム使用権の設定の目的である用途に供することによつて得られる効用から算定される推定の投資額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の納付金を国に納付しなければならない。  
(負担金等の還付)  
第二十八条 ダム使用権につき、第二十四条又は第二十五条第二項の規定による取消又は変更の処分があつたときは、国は、すでに納付した第七条第一項の負担金又は前条の納付金のうち、同条に規定する方法と同一の方法により算出した金額を還付するものとする。ただし、第十七条の規定によりダム使用権の設定を受けた者に対して還付する額は、第七条第一項の負担金の額から政令で定めるところにより算定した償却額を控除した額をこえないものとする。  
2 第二十四条又は第二十五条第二項の規定による取消又は変更の処分により消滅した全部又は一部のダム使用権の上に抵当権の設定が登録されているときは、国は、その抵当権者の承諾を得た場合を除き、前項の還付金を供託しなければならない。

3 抵当権者は、前項の規定により供託された還付金に対して、その権利を行うことができる。  
第四章 多目的ダムの管理  
第二十九条 多目的ダムで、二以上

の都府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるその他のものについては、建設大臣が、河川法第六條第一項ただし書の規定によりその管理を行う。

(操作の基本原則)  
第三十条 多目的ダムの操作は、流水によつて生ずる公利を増進し、及び公害を排除し、又は軽減することともに、ダム使用権を侵害しないように行わなければならない。  
(操作規則)  
第三十一条 建設大臣は、多目的ダムの操作の基本原則に従い、多目的ダムの操作規則を定めなければならない。

2 多目的ダムの操作規則に定める事項については、政令で定める。  
3 建設大臣は、多目的ダムの操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、ダム使用権の設定予定者又はダム使用権者の意見をきかなければならない。

(放流に関する通知等)  
第三十二条 建設大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、多目的ダムによつて貯留された流水を放流することによつて流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによつて生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

ける者は、第十七条の規定により設定を受ける場合を除き、多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を当該ダム使用権の設定の目的である用途に供することによつて得られる効用から算定される推定の投資額を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の納付金を国に納付しなければならない。  
(負担金等の還付)  
第二十八条 ダム使用権につき、第二十四条又は第二十五条第二項の規定による取消又は変更の処分があつたときは、国は、すでに納付した第七条第一項の負担金又は前条の納付金のうち、同条に規定する方法と同一の方法により算出した金額を還付するものとする。ただし、第十七条の規定によりダム使用権の設定を受けた者に対して還付する額は、第七条第一項の負担金の額から政令で定めるところにより算定した償却額を控除した額をこえないものとする。  
2 第二十四条又は第二十五条第二項の規定による取消又は変更の処分により消滅した全部又は一部のダム使用権の上に抵当権の設定が登録されているときは、国は、その抵当権者の承諾を得た場合を除き、前項の還付金を供託しなければならない。  
3 抵当権者は、前項の規定により供託された還付金に対して、その権利を行うことができる。  
第四章 多目的ダムの管理  
第二十九条 多目的ダムで、二以上

(管理費用の負担)

第三十三條 多目的ダムの維持、修繕その他の管理に要する費用は、河川法第二十四條第一項又は第二十七條の規定にかかわらず、都道府県知事がその多目的ダムを管理するときは当該都道府県及びダム使用権者、建設大臣がその多目的ダムを管理するときは国及びダム使用権者が負担するものとし、国が負担する費用のうち二分の一は、その多目的ダムの存する都道府県が負担するものとする。

2 前項の規定は、流水占用権を有しないダム使用権者については、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による費用の負担の割合その他その負担に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(建設大臣の権限)

第三十四條 基本計画の作成の公示があつた後は、次の各号に掲げる処分は、河川法の規定にかかわらず、建設大臣が行う。ただし、基本計画の廃止の公示があつた後は、この限りでない。

一 多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を特定用途に供するため、又は多目的ダムによる流水の貯留量を増加させ、若しくは多目的ダムによつて貯留される流水とあわせて他の流水を同一の特定用途に供するため必要な工作物の新築、改築若しくは除却又は河川の敷地若しくは流水の占用に関する河川法第十七條から第十九條まで又は第

第二十一条の規定による許可

二 前号の許可(基本計画の作成の公示前にされた許可を含む。)を受けた者に対する河川法第二十条又は第二十二條の規定による許可の取消その他の処分

三 河川法第十七條から第十九條までの規定による許可のうち第一号の許可(基本計画の作成の公示前にされた許可を含む。)以外の許可を受けた者に対する同法第二十条の規定による許可の取消その他の処分、多目的ダムを建設し、又は第一号の許可を与えるため必要なもの

四 河川法第五條の規定によつて同法の規定が準用される水流、水面又は河川についての前各号の処分に相当する処分

2 建設大臣は、前項各号の処分をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

(特別の納付金)

第三十五條 第十三條の規定による許可を受けたダム使用権の設定予定者又はダム使用権者で、三月三十一日現在において多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電の用に供している者は、翌年の六月三十日まで、国又は都道府県が当該多目的ダムに関し国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)第二十一條の二の規定により地方公共団体に交付する交付金に相当する額の納付金

を、国又は都道府県に納付しなければならない。

(強制徴収)

第三十六條 第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の負担金、第三十三條第一項のダム使用権者の負担金又は第二十七條若しくは前條の納付金(以下この条において「負担金等」という。)を納付しない者があるときは、建設大臣又は都道府県知事は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の場合においては、建設大臣又は都道府県知事は、建設省令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、建設大臣又は都道府県知事は、国税滞納処分の例により前二項に規定する負担金等及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等及び延滞金の先取特権は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一條第一項第十四号に規定する地方団体の徴収金以外の都道府県の徴収金と同順位とする。

4 延滞金は、負担金等に先だつものとする。

5 負担金等及び延滞金を徴収する権利は、五年間行われないときは、時効により消滅する。

(訴訟)

第三十七條 次の各号に掲げる処分について不服のある者は、処分のあつた日から三十日以内に、建設大臣に訴訟をすることが出来る。

一 第十六條の規定によるダム使用権の設定の申請の却下

二 第二十二條の規定によるダム使用権の移転、分割、併合又は設定の目的の変更の許可の申請の却下

三 第二十四條の規定によるダム使用権の取消又は変更の処分

四 第二十五條第一項の規定によるダム使用権の譲渡の命令

五 第二十五條第二項の規定によるダム使用権の取消の処分

六 第七條第一項、第九條第一項若しくは第十條第一項の負担金、第三十三條第一項のダム使用権者の負担金又は第二十七條若しくは前條の納付金の決定

3 この法律の施行の際、現に建設大臣が建設しているダムで政令で定めるものについては、第十條の規定は、適用しない。

4 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條ノ三の次に次の一条を加える。

第十五條ノ四 ダム使用権ニ関シダム使用権登録簿ニ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ

一 設定 ダム使用権価格 千分ノ一

二 取得 ダム使用権価格 千分ノ一

相続以ダム使用権價格 千分ノ一

因ノ原因 千分ノ五

三 抵当權ノ取得 債權金額 千分ノ六・五

四 信託ノ登録 ダム使用権價格 千分ノ一

五 滞納処分以外ノ原因ニ因ルダム使用権ハ抵当權ノ処分ノ制限 債權金額 千分ノ五

六 抹消シタル登録ノ回復 毎一件 六十円

七 仮登録 毎一件 六十円  
八 附記登録 毎一件 三十円  
九 登録ノ更正、変更又ハ抹消 毎一件 三十円

5 河川法の一部を次のように改正する。

第六條に次の一項を加える。  
主務大臣ハ前項但書ノ規定ニ依リ地方行政庁ニ代テ政令ヲ以テ定ムル流水ノ占用ニ関スル第十七條乃至第二十一條ノ処分ヲナサントストキハ関係行政機関ノ長ニ協議スベシ  
第二十七條中「第六條但書」を「第六條第一項但書」に改める。  
第四十九條第四項を同條第六項とし、同條第三項中「此ノ法律ニ規定シタル事項」の上に「第三項ニ規定シタルモノノ外」を加え、同項を同條第五項とし、同條第二項の次に次の二項を加える。  
地方行政庁ハ政令ヲ以テ定ムル流水ノ占用ニ関スル第十七條乃至第二十一條ノ規定ニ依ル処分ヲナサントストキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

6 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條に次の一号を加える。  
六 ダム使用権  
第二十三條第四項中「工業所有権又ハ自動車」を「工業所有権、自

動車又ハダム使用権」に、「特許庁又ハ管轄陸運局長」を「特許庁、管轄陸運局長又ハ建設大臣」に改める。  
第二十八條第二項及び第三項中「特許庁又ハ陸運局長」を「特許庁、陸運局長又ハ建設大臣」に改める。

第四十四條第四項中「工業所有権若ハ自動車」を「工業所有権、自動車若ハダム使用権」に、「特許庁又ハ陸運局長」を「特許庁、陸運局長又ハ建設大臣」に改める。  
第四十七條中「工業所有権又ハ自動車」を「工業所有権、自動車又ハダム使用権」に、「特許庁又ハ管轄陸運局長」を「特許庁、管轄陸運局長又ハ建設大臣」に改める。

7 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を次のように改正する。  
第二十一條の次に次の一條を加える。  
(発電の用に供する多目的ダムに係る市町村交付金等)  
第二十一條の二 特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第 号) 第二條第一項に規定する多目的ダムで、当該多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水が発電の用に供されているものについては、当該多目的ダムを、建設大臣が管理する場合(同法第十七條の規定によるダム使用権の設定前の場合を含む。)にあつては國が、都道府県知事が管理

する場合にあつては当該都道府県が所有する第二條第一項第三号に掲げる固定資産と、当該多目的ダム及び当該用途につき同法第二十七條に規定する方法と同一の方法により算出した額を国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格とみなして、この法律の規定(第二十條を除く。)を適用する。この場合において、当該多目的ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電の用に供する者が、地方税法第三百四十八條第一項の規定により固定資産税を課することができな者以外の者であるときは、第四條第二項中「課税標準となるべき額の十分の五の額」とあるのは、「課税標準となるべき額」とする。

8 四月一日から翌年の一月一日までの間に附則第二項の規定により多目的ダムとなつたもので、その年(一月一日に多目的ダムとなつたものについては、その前年。以下同じ)の三月三十一日に当該ダムによる流水の貯留を利用して流水が発電の用に供されていたものについては、その年の三月三十一日に多目的ダムとなつたものとみなして、第三十五條及び前項の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の規定を適用する。この場合において、当該ダムが多目的ダムとなる前に当該ダムによる流水の貯留を利用して流水を発電の用に供する者があつたダムについては、課した、若しくは課すべき固定資

産税又は交付した、若しくは交付すべき国有資産等所在市町村交付金若しくは国有資産等所在都道府県交付金があるときは、当該ダムが多目的ダムとなつた後の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金並びに第三十五條の納付金の額に關して、政令で、調整のため必要な措置を定めることができる。  
(建設省設置法の一部改正)  
9 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。  
第三條第八号の次に次の一号を加える。  
八の二 ダム使用権の登録に關する事務その他特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第 号)の施行に關する事務を管理すること。

〇南條國務大臣 たいだいま議題となりました特定多目的ダム法案の提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。天然資源の乏しいわが國において、河川の流水は最も豊富で、かつ低廉な資源でございます。これが開発は産業を振興し、國民經濟の發展をはかるため最も重要なことと存するのであります。一方河川の流水はときに洪水となります。國民生活に脅威を与えるものでありますので、これを人工的に制御し、洪水による被害を軽減し、または除却することによつて國土の保全をはかる必要があるものであります。これら多目的ダムの建設によつて統一調和し、國民生活の安定と國民經濟の發展をはかることは河川行政上の重要課題であります。

政府においては昭和二十五年以来河川総合開発事業として特に多目的ダムの建設を推進してきたのであります。近時多目的ダムに關し、事業の促進、その一元的建設及び管理が強く要望されるに至りましたので、政府におきましては、特に昭和三十三年度の予算において特定多目的ダム建設工事特別会計を設けて多目的ダム建設事業の促進をはかることに、その建設及び管理の一元化等について法制を整備し、多目的ダムの効果をすみやかに、かつ十分に發揮させるためこの法律案を提出した次第であります。

以上がこの法律案の提案理由であります。次に法案の要旨について御説明申し上げます。  
第一に、建設大臣が単独で多目的ダムを建設することとしたことであり、従来建設大臣が建設しておりました多目的ダムは、電気事業者または水道事業者等との共同設置にかかるとあり、工事は建設大臣が事業者より委託を受けて施行してしたのであります。従つて、この際、建設大臣が単独で建設することとしたし、特別会計の設置と相俟つて責任の一元化と事業実施の合理化をはかることとしたのであります。

第二に、多目的ダム建設に關する基本計画を樹立することとしたことであります。多目的ダムは、単に洪水調節及び公共利水のみならず、直接電気事業または水道事業等の用に供せられるものでありますので、個々のダムを建設する際、あらかじめそれら他種事業の計画との調整をはかつて、基本計画を定めることとし、基本計画樹立につ

いて所要の規定を設けました。なお、これに關しては関係行政機関に協議する措置をとることによって、多目的ダムの建設及び電気事業または水道事業等の実施の円滑化をはかることといたしております。

第三に、ダム使用権を創設したことであり、前に述べましたように、多目的ダムは建設大臣が単独で建設することとなつたのでありますが、電気事業者または水道事業者等は多目的ダムの建設に要する費用につき、相当な負担金を納付することとなりますので、その投資に相応する権利を保護する必要がある、このため物権としてのダム使用権をそれらの事業者に設定しようとしたのであります。なお、ダム使用権は物権とすることによりまして、一般承継、讓渡、抵当権等の目的となるのでありますが、特に抵当権の目的となり得ることは、事業者にとつて利するところが少くないものと考へます。

第四に、多目的ダムの管理は、二以上の都府県の区域にわたる河川に存するもの及び政令で定めるものについて建設大臣が、その他の河川に存するものについては都道府県知事が行うこととし、多目的ダムの操作については、関係行政機関の長に協議するとともに、ダム使用権の設定予定者またはダム使用権者の意見を聞いて、操作規則を定めることとしたこととあります。これにより洪水調節、公共利水の公共的見地と電気事業または水道事業等との調整が保たれ、多目的ダムの効用が十分に發揮されると信ずるのであります。

第五に、多目的ダムにより貯留される流水を電気事業または水道事業等に供する場合の水利権の処分を建設大臣が行うこととしたこととあります。多目的ダムは、建設大臣が直轄で工事を施行し、かつダム使用権を設定するのでありますので、これに即応してこれらの水利権の処分を建設大臣が行うのが適当と存するものであります。

なお、これに伴ひまして、一般の水利権処分につきましても本法案の附則におきまして、河川法の一部を改正し、建設大臣または都道府県知事が水利権に關する処分をする場合に關係行政機関の長に協議することとし、河川行政の円滑な運用を期することとしたのであります。

以上が特定多目的ダム法案の提案の理由及びその要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○陸軍委員長 本案に対する質疑は次会に行ふことといたします。

○陸軍委員長 日本住宅公団法の一部を改正する法律案を議題とし審査を進めます。

これより建設大臣に対し残余の質疑を行います。三鍋義三君。

○三鍋委員 日本住宅公団法につきましては、当委員会におきまして各委員よりそれぞれの見地から詳細なる御質疑があつたのでありますが、私は本日大臣にこの法案の改正案を含めて、住宅政策に対するところの御所見をお承りしたいと考へるのであります。

この住宅公団法は三十年の七月六日に成立したのでありますが、当時この公団法を含めまして住宅対策について

は非常に議論がかわされたのであります。当時自由党に所属しておられたところの当委員の中からも、相当強いこゝれに対する所見が述べられたのであります。これが決議されましたあとで附帯決議が瀬戸山委員から決議になりました。第一項によりまして、今年度四十二万戸の住宅建設政策は、或は増改築を建設戸数に計算し、或は六坪住宅を設計し、或は充分の措置なく民間自力建設二十四万五千戸を予定し、或は住宅金融公庫の融資率を引下げる等幾多懸念せらるる点が多いので政府はその実施に當つては格段の工夫と努力を払うこと。お聞きの通りあるいはという字が四つもついておる附帯決議であります。それはそれといたしまして、その三項におきましては、政府は公団住宅の家賃をなるべく低廉ならしめるより考慮すること。こゝろい附帯決議がつかまされて成立した法案でありますことは大臣も御承知の通りであります。

そこで私が大臣にお尋ねしたいのは、住宅公団の家賃の問題であります。政府はこれに対して今までどういふ努力をなされてきたか。そしてそれがどういふ結果になつてきているかという点であります。たとえば三十一年度は大体平均十三坪といたしまして、家賃が四千五百円、三十二年度は平均十四坪といたしまして四千五百円から四千七、八百円と大きく増大しておるのであります。これに、すでに問題になつておりましたところの固定資産税と、都市計画税約千二百円に相当するものを加えると、これは大へんなことになるのじゃないか。当時大臣であつ

た竹山さんは、大体この家賃は三千円合つておるのではありません。三千円台といふことは、三千円も三千九百円も三千円台でありますけれども、常識的に考へるならば、三千四、五百円といふお考えであつたと思つておられるのであります。大臣はこゝろい家賃を支払ふことのできる階層というものを一体どういふ階層だと思つておられるのか。これは住宅に困窮する勤労者が中に入るとお思ひになつておられるか、立法の精神に沿つておられるか、立

また分譲住宅の例を見ましても、大島住宅の場合を取り上げるならば、最初の六ヶ年間は月額一万三千五百円、月平均六千五百円程度を払つていけば二十年間にこれが自分のものになるのだという御説明が当時の竹山大臣からあつたのであります。ところが一万三千五百円、しかも六年後のあとの十四年間に三千五百円と減るのでありますけれども、これを即金でやる場合には八十七万円、月賦で償還する場合は百五十万円の多額に相当する金額であります。こゝろいことを考へますと、どういふ階層を対象にしておられるかといふことにやはり大きな疑問が出てくるのであります。これにつきまして、大臣の住宅公団法による住宅対策の基本的なお考えは那辺にあるかといふことをお尋ねしたのであります。

○南條國務大臣 お答えいたします。この住宅公団が設置されました当時、いろいろ国会におきましても議論がありましたが、お説の通りであります。しかし今日になつて過去を振り返つてみますと、政府といたしましてはこの住宅公団ができたことによつて相当住宅難の緩和ともなり、住宅問題の解決には非常な寄与をしたものと考へておる次第であります。ただお説のように、当初政府が考へたほど家賃が安くないといふことにつきましましては、政府といたしまして十分その点は承知いたしましたのであります。これは当時の生活環境、物価等から見ますと、今日におきまして多少の家賃が値上りになつておられるようなことはやむを得ないではないかと考へられますが、しかし給じて政府の援助によつて住宅公団をして庶民に住宅を建設する、その目的から申しますれば、

当時の附帯決議にありましたように、できるだけ家賃を低廉ならしむるという方針にかねばならぬことは当然なのであります。ただ、これが政府出資及び民間資金等の投入する割合等が、国の財政等から申しまして政府資金が少い場合におきましては、どうしても利率が高くなります関係から、この操作がむずかしいのであります。昨年は政府資金が十五億でありましたために、この点他の民間資金等の金利が高いつつておるから、多少家賃がそれに転嫁されました低廉でなかつたかと存じます。そこで三十二年度におきましては、この点を考慮しまして、政府出資をよけいに出して、増額をしてもらうよう要望いたしました。今年度は昨年の十五億に対して九十五億の政府出資をこの国会に提案してあるのであります。かようにいたしましたので、できるだけ高率の、高率とは申しませんが、政府出資よりも高い民間資金との調和をはかりまして、これをもつて、

この公団に低廉な家賃の方向に向けるよりの指示をするように施策をしたと考へておるのであります。

○三編委員 私のお尋ねしているのは、公団法ができた当時と現在とにおきましていろいろの条件が違つてきてゐることはこれを認めますし、これはまた当然を認めておきたいと思つておられます。結論的に申し上げまして、非常な、五、六千円の家賃を出さなければならぬところへきておるわけなんです。もちろんこの住宅困難者はいろいろの階層にありまして、政府といつたし、このいろいろの階層の方々にできるだけ満足していただくようにするといふことは当然であります。しかし実際住宅に家なく困つてゐる人の階層をまず取り上げることが、やはり私は政治のほんとうの姿でないか、こゝろ思ふ。そういう点からだんだんこれが離れていく方向をたどつて、対策から離れていく方向をたどつて、これを心配するから大臣にお尋ねしたわけなんです。この予算の処置の上から見ますと、政府の住宅対策というものは公営です。一番みんなから望まれている、たぐさんの希望者のある、入りたい人がたくさんある公営住宅について見ますと、三十年度は五万戸で、三十一年度は四万六千九百六十三戸、今年度は、わずかでありますが、すけれども、上つたのでなくしてやはり下つてゐる。四万六千四百六十六戸、ここに私はやはり割り切れないものを感ずるのであります。予算の上では約四億ふえておられますけれども、実際の戸数からいくとすんずん下つてゐる。一番重点を置かるべき公営住宅の戸数においても下つてきておる。こ

れにはまたいろいろ御見解があると思ひます。思ひますけれども、実際においてまだまだ足りない、この階層の人にもっともつとこれをふやしていかなければならぬ状態にあるのに、これがだんだん少くも減つてきておる。ところが、月収五、六万円、あるいは四万円以上の階層を対象とする公団が、三十年度は二万四千戸で、三十一年度にはちよつと下つて二万三千戸、それが今年三万五千戸と一躍して一萬二千戸も増加してゐる。増加することに何も異議を差しはさむものでもございませぬ。一方最も大衆から要望されてゐる公営住宅が、少しではあるけれどもふえるのではなくして下つてゐる。ここに何か矛盾があるように思ふのでありますが、大臣の御所見をお伺いいたします。

○南條國務大臣 ただいま御質問の点につきまして、大体二百四十万戸くらいの住宅難があるとされておられますので、これを早期に解決したいというのが政府の方針であります。明年度は特に大幅に五十万戸を目途として予算を提出いたしました。庶民住宅につきましても、公営住宅がその割には少し少ないかといふことでもございませぬが、統計で見ますと、大体一萬六千円以上の低所得者が約三割、一萬六千円以上から二萬六千円、三萬円程度の方が三割、残余四割といふような統計が示されておられますので、そのうち低所得者の分については、できるだけたくさん、住宅を提供したいといふ考えであります。御承知の通り、これは政府資金が主でありまして、大体この低所得に対する家賃は、千八百円から千四百円程度のものであります。従い

まして、政府出資を主とする関係、それと一つは、地方自治体の補助金等の関係もあつたので、地方自治体の財政等の関係も勘案しながら建設を進めるために、国家資金及び地方財政資金等のワケに制約を受けまして、なかなか大幅に進めないのであります。しかしながら、できるだけ政府の予算の許す範囲内でこれを建設したいと思つておるのであります。特に今年、この公営のうちでも、第二種の方を五千戸も昨年よりもふやしまして、できるだけこの低所得者のために住宅を提供したいという計画を持って今年度の国会に御審議を願つておるようなわけでありませぬ。そこで一萬六千円以上三萬円までの所得者に対しては、多少家賃がそれ以上高くてもやむを得ないじゃないかといふようなことから、民間資金をできるだけ導入いたしまして、財政投融資、その他生命保険等の民間資金等を入れましたために、政府出資でありませぬ民間資金を、できるだけ政府出資も先ほど申すごとく多くしました。それ以上民間資金を入れました。そして、その方面の建築が拡大しておるといふわけでありまして、その点は、決して低所得者の方を少くして、それ以上の方に多く配慮したという意味ではないのであります。資金の内容が異なつておるといふことからは結果でないかと思つておられますが、政府でいたしまして、どちらにいたしまして、できるだけ早くこれらの庶民階級の住宅を緩和することにあらゆる角度から工夫したいという精神でおることは間違ひありません。

○三編委員 政府の住宅対策四十二万戸といひ、あるいは四十三万戸といひ、また今年も相当戸数を発表されておるのでありますが、それに対して、一番身近に、今度こそおれのところに何とかなるんじゃないかと思つておる階層はどこかといふことを私は考へて申し上げておるのであります。公団の場合に、資金関係でいろいろ家賃がさまつてゐることは、初めからはつきりわかつておることなのであります。私がお願いしたいのは、やはりほんとうに困つてゐる階層に国家資金をうんと注ぎ込んで、これはいろいろな財政上の関係があるのですが、そういうところへもつと努力していただきたい。総合的にだんだん減つていくのは困る。やはり公団もふえていってよろしい。それにやはりもつと敷多く公営住宅がふえていくという施策をお考へ願ひたい、このように要望する次第であります。

次に鬼丸政府委員にお尋ねしたいと思つておられますが、この改正案の三十一條第三項であります、「学校、病院、商店、工場等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合」といふことは、公団の目的からいへば、工場用地の造成にまで拡大していくことは、適当な場合とらつたてゝあるのですから、間違ひがないと思つておられますが、年数を経るとそれが拡大解釈されて目的からはずれていくのじゃないかといふ心配は持つのであります。そういう心配は要らないでしょうか。

○鬼丸政府委員 住宅局としての気持、また計画局の考へ方も同様であると思ひますが、今回学校、病院、商店、工場等の用地の造成を行うことが適当な場合に、こゝろ宅地の造成もやるということになりましたゆえんのは、公団本来の目的である集団住宅を、大規模にまた健全な市街地の一環として建設していくという目的からいたしまして、住宅の宅地を造成する場合には、合せてこゝろ工場、商店等もやつた方が新しい市街地の住宅街を作つていく上においても適当ではないか、そういう場合があり得るといふことで今回補充されたものとして考へておられます。御承知のように二号「住宅の用に供する宅地」といふふうに改められており、三号におきまして「前号の宅地の造成とあわせて」と特に規定いたしましたのも、そういう趣旨であると思つておられます。

○三編委員 工場用地の造成を含めて純然たる新都市を建設するものとすれば、国民の関心あるいは一部の区域の地方公共団体の住民に重大な影響を及ぼすのではないかと思つておられます。とすると計画が単に大臣の認可という裁量だけでは不十分ではないか、このように考へるのであります。この点はどうでしょうか。私はこゝろ新しい構想でいかれるとするならば、何かやはり審議会といつたようなものを設ける必要があるのではないか、こゝろ思つておられますが、大臣はこれに対してどのように考へておられますか。

○南條國務大臣 この点は首都圏の整備委員会との関係もあり、また都市計画の場合にも関係がありますので、そういう場合に都市計画の審議会等に諮りまして認可することになりますので、実際問題としてはさうな弊害は

ないと思つておられます。御承知の通り、二号「住宅の用に供する宅地」といふふうに改められており、三号におきまして「前号の宅地の造成とあわせて」と特に規定いたしましたのも、そういう趣旨であると思つておられます。

ないと考えておるよりなわけでございます。

○三鋼委員 昨年当委員会におきましてこの首都圏整備法が成立したのでありますが、この法律の主旨は、首都への過大な人口集中を防止するということと、現在の過剰人口を周辺の地域に分散させ、そして首都並びに周辺の都市の適正な環境を作るといふことを眼目としておったのであります。そのためには工業都市、住居都市を周辺に作るべきであるという大きな重点である、このように私は考えるのであります。当時水野参事官あるいは松井首都建設委員会事務局長がごういふことを言っておるのであります。特に第二次産業は、この構想による工業都市へ寄せるようにしたいとのことであつた。

そしてイギリスでは工業用地造成のために国家の援助によるところの工業用地取得会社もあることだし、わが国においても地方公共団体が工業用地を取得するために造成の援助も考えてみる必要があるという説明もありまして、これから考えますと相当大規模な考え方でいきたいと思います。首都圏整備法の計画によりまして審議を受けたものは、工業用地自体が非常に大量なものであります。また工業用地には必ず工業用の用水も多量に必要であるといふことも当然出てくるのであります。こゝろいふ工業用地の造成をも公団が行うということになりますと、これはもはや住宅公団というよりも工業用地取得の公団みたような格好になってくるのではないかとこのことを心配するのであります。その点どうでございますか。

○南條國務大臣 今年度の予算には、この首都圏の工場用地の分につきましては臨時住宅公団をしてせしめるようなことに相なっておりますので、さういふ誤解もあるかと思ひますが、しかし住宅公団におきましては工場用地だけを設定するわけではございませんので、必ず住宅公団の場合においては住宅地を設定するときにいたすといふことになつておりますから、今のお説のような問題につきましては弊害がないようにいたしたいと思つております。

○三鋼委員 ただ、私は先ほど申しましたように法案が成立するまで、成立した当初、そつういふ時期におきましては非常に慎重に運営されるべきであらうけれども、ある期間を経るとだんだんそれがそのときの情勢に應ずるわけでありまして、だんだん拡大解釈されて本来の目的からずれていくのではないかとこの心配を持つたから御質問したのであります。

次に附則の業務の特例についてお尋ねしたいのであります。私はこゝろいふ特例を設けられることがどうもおかしいと思つてあります。どうしても必要であるならば、三十一條の六項の委託業務として取り扱ふべきではないか、このように考えるのであります。これは一つ鬼丸さんから御答へ願ひます。

○鬼丸政府委員 お答えいたします。公団は今回業務の特例といたしまして、新たに外国からの研修生の住まいの供給を行うという規定が加えられましたが、その点は業務の委託として行ふべきではないかという御意見でございます。この新しい特例の業務は、先般もちよつと申し上げましたように、

本来の業務と違つた扱いをいたしております。つまり第一條の目的から流れるところの業務、本法の三十一條に規定したしております業務とは違つたものとして暫定的、当分の間行わせる、こゝろいふ扱いにいたしてありますので、法の体系上からは不当ではないと考へます。また委託では実際公団が責任を持つて処理する上に必ずしも適切でないと思へられますし、従ひまして、臨時的な特例としてここに公団の業務として取り扱はせることが適當であると考へた次第であります。

○三鋼委員 現行の公団法は、先ほど申し上げました通りに、第一條にあるように住宅に困難する勤労者住宅を建てるのがその目的となつて居るのであります。従つて、公務員住宅、開拓者住宅のように、むしろ取扱ひだけは一元的にした方がよいと思はれるものでござへ所管を別にしておるではありませぬか。今度アジア協会が扱うところの技術研修生は、米国の対外援助計画、コロンボ・プラン、賠償に基くもの等、多くの数に上つておるのであります。とりあへず、三十二年度は国際学友会、旅館などに合宿させるようでありまして、このような大規模の国際義務に基いて必要とする住宅といふものは、日本の対外義務として当然やらなければならぬと思はれます。これは外務省が別個に予算をもつてやるべきである、このように私は考へるのであります。現在の日本とアメリカとのMSA協定によるところの軍事顧問団の百六十二戸ですか、この住宅は安全保障費の中から出て居るではありませんか。もつとも家具とかその他の備品は公団から一部負担しておるようであり

ますが、私はこれ自体にもやはり疑問を持つのであります。三十年五月二十一日の当委員会におきまして、当時の石破官房長が何と言つて居るか、これは現にありません建物の賃貸その他の管理を行つただけでありまして、新築につきましても、考へてはおりません。こゝろいふように述べられておるのであります。こゝろいふ点から考へましても、やはり外務省が予算をとつて、そつうして建設省に委託するなり何なりするならば話はわかるけれども、どうもこゝろいふことを憶測するのは好まないであります。が、外務省が大蔵省にけられて、そのしわ寄せが建設省へ持つてこられた。大臣は、これはまずい、こんなことではいけぬとお考へになりながらも、仕方なく認めざるを得ない、こゝろいふことになつたとすると、やはり大臣としてもう少し考へていただかなければならぬのではないかと私は思ふのであります。この問題は公団の下部の人、当事者が計画を知らないじゃありませんか。また国民に對しては、予算による本年度建設計画の戸数をあざむくことになるのであつて、かかる特例を設けることは、私は何としても公団の趣旨に反するものだと思ふのであります。これは数が多しとか少しいという問題でありませぬで、私たちがやはり法律はできるだけ正しく運営するといふ義務を負わされておるのでありますから、こゝろいふやむを得ないといひましたし、今後に対する御所信でもよろしゅうございませぬから、この点に對する大臣の御所見を率直にお承わりたいのであります。

○南條國務大臣 ただいまの御質疑はまことにこもつともでございますが、建設省當局といたしましても決して好ましい事柄とは存じておりませぬ。もともとこの住宅公団法の当初の法律の趣旨にはかかつておるとも考へておりませぬためにこの特例を設けたやうなわけでありまして、ただ今日の国際情勢の上から、国際親善の見地から見て、毎年日本に参ります研修生等の宿舍の必要なことは当然でありますので、今年はずかば戸くらしいでありますから、何とかこれを公団で引き受けたいといふやうなこともありまして、臨時にかよつた措置をしたのであります。将来拡大する場合においては、この予算は別につける、あるいは別途の方法によつてこの施策をしてほしいといふやうなことになると思ふのであります。全くこの点は、法文に示してあります通りの特例でありますので、御了承願ひたいと思ひます。

○三鋼委員 率直に申し上げますと、この附則は削除してもらいたいといふ気が私は強いのであります。しかし、社会党は何でもかんでも反対する党だ、こゝろいふことを言われるのも全く本意でないであります。私たちが言わんとするのは筋を通してもらいたい、こゝろいふ気持から申し上げておるのであります。

そこで三十二年度の技術研修生の内容を見ますと、一般技術研修生、これは国際関係のものであります。百五十名、米国の対外援助計画によるものが三百五十名、コロンボ・プランの三十二年分のものであります。これが十一名、三十二年分が七十六名合計五百八十七名となっております。それから賠償に基く研修生といふものが二百名程度であります。そこで私はこ

れも一つずつきりしていただきたいという気持ちから申し上げるのであります。米国の対外援助計画によるもの三百五十名は、これは日本と関係のないことじゃないのですか。日本がその住宅までも心配してあげる国際的な、対外的な義務は、条約上持っていないと思ひます。こう言つても何の意地悪を言つてゐるのではありません。もちろん住宅にお困りであるならば、これを建ててあげるのは当然でありますし、また建ててあげたいのであります。しかし公団法の精神から言へばこれははずれてゐる。やはりほんとうに住宅に困つてゐる人をどのように満足させるかという住宅政策の法律でありますから、これはだいたいはずれてゐるのではないかと思ひますが、政府委員の鬼丸さんから一つ伺ひたい。

○鬼丸政府委員 外国からの技術研修生の三十二年度の計画数につきましては、まだはっきりいたしておりませんが、外務省当局では総数約七百名というふうに一応見当をつけておるようであります。その内訳をたゞいまおつしやうございませう。これは三編委員からのお話がありましたように、現在の国際約束に基いて研修生として受け入れるものでございます。この国際約束は政府としてそれぞれ必要な意思決定をいたしておるものばかりでございます。ただいま御指摘のロンボ計画、国連の技術援助拡大計画、それからアメリカのICA、技術協力局の関係のものであります。研修生としましては、いずれも東南アジア諸国からの研修生であるというふうに承知をいたしております。そういう意味で一つ御了承願ひたいと思ひます。

○三編委員 そすると、米国の対外援助計画に基く研修生は対象になつていないのですか。  
○鬼丸政府委員 米国の技術援助関係のものは対象になります。これはアメリカの技術協力局で主宰して、これは東南アジア諸国民の技術研修計画というのがある。この計画に基いて出される研修生ということになりますので、直接アメリカからくるものはないわけでございます。

○三編委員 私がこういつた問題を一、二取り上げましたのは、御質問申し上げてゐる過程において御理解願つたと思ひますが、私たちは、法律はできるだけ適正に、ゆがめないで適用していく義務がある、そういう立場から疑問となつた点を指摘して御質問申し上げたのであります。以上御質問申し上げました点を大臣も一つできるだけ尊重していただきました。このように考慮したのであります。

次に、宅地の造成をどのようにやるかということが、住宅対策の上から非常に重要な問題であることは論を待たないであります。私、いつだつたかの委員会においてもちやつと触れたのであります。国有地あるいは皇室所有の土地がほんとうにどのように生かされておるかという問題があるのではありません。この問題が国民のために十分活用されてゐる態勢にあるかどうかと云ふことを考えさせられるのであります。この前一例をあげたのであります。大臣もお通りになつたと思ひますが、青山何丁か、あそこをお通りになるときに、ずつと長い堤防があります。そして中はがらんどどうで何もないのであります。これは青山御所

の戦災を受けられた跡だと思ひのです。あれは何坪あるか知りませんが、相当に広いものだと思ひのです。ああいう膨大なものが戦後十年以上も都心に何も手を加えられないで放置してありますが、素朴な国民感情からいふと、こんなに広い土地がほつたてあるが、何とかならぬものだらうか。ああいう気持ちを抱くのは当然であります。今後あの土地を何かに御利用になつていふなら、これは全然問題がないのであります。何らの構想もなく、ああいうものが今後何年間も放置されておるといふ状態は好ましい姿ではないと思ひのです。公団にされるのか、あるいはまたそこへ御殿をお建てになるのか、あるいはもうな構想があるのかないのか、あるいははさういふものは何らなくて、これはやはり国民のために何とかすべきであるというお考えがあるのかないのか、さういふようにな状態のあき地が全国にどれほどあるのかないのか、さういふ問題も一応取り上げて検討してみたいと思ひのです。宅地造成にからんで、住宅対策として、委員会として当然審議すべき問題ではないかと考へるのであります。

○南條國務大臣 宅地造成の問題は、住宅難を緩和する、住宅建設を増大することという面から申しまして、最も重要なことであると思ひます。本年はこの点につきましても予算を担當しておる大蔵省とも折衝いたしまして、国有財産の処分については今年に思ひ切つて処理をせらうことになつておる。その結果、大蔵省といたしまして

も、管財局は特別会計を作りまして、国有財産の処理に當ることになつた。して、この国会にこのための法律案を提案いたしておるのであります。詳細なことはどうかと思ひますが、一応調べたところによりますと、国有財産として――空地ばかりではございません。建物があつても、これを破壊をして利用できるというふうなものも加へまして、京浜地区あるいは中京地区及び北九州地区等に約六十万坪のものが宅地造成敷地として生み出されるというふうな計算をされておるのであります。かようなことでありますので、たゞいま申されました青山の御所跡のごときは、さういふふうになつておる。すかばかりませんが、大蔵省の国有財産として処理する場合において、いろいろ勘案の中に入るのでないかと考へるのであります。

なお住宅公団といたしましては、三十二年度以来三カ年に三百万坪の宅地造成計画をいたしております。三十二年度におきます住宅の建設は何ら支障のないようになつておる。三十二年度よりさらに三カ年間に二百二十五万坪の計画を進めておる。さらに住宅金融公庫といたしまして、宅地造成のため二十万坪からを対象として金融措置をするという方向に向つておる。政府として、今後住宅建設をする場合における宅地造成に対する十分な手当を今日から考へておる。さういふわけでありますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○小川(豊)委員 今三編委員との質疑応答を聞いておりました。公団の住宅は勤労者の住宅であるから、きわめて低廉であることが必要であり、また低廉であるよりにはかつておる、従つて三十二年度からは政府の出資をさらに増加をしていきたいというお説であつて、これはいいと思ひます。

そこで、私はこれに関連してお聞きしたいと思ひのは、公営住宅の問題です。公営住宅の家賃ですが、これは何か固定資産税分を今年度家賃にかけるとかかけないとか、問題であつて、もし固定資産税分を公営住宅の家賃にかけるとすると、家賃が増額されるわけになります。そこで政府としては特別交付税で固定資産税分を見るから公営住宅の家賃を上げるようなことは、さういふことを自治庁の長官が言明してゐることを私聞いたのです。その非交付団体は当然公営住宅の固定資産税は見られないわけなんです。そこでさういふ非交付団体に対する対策というものはどうなつておるのか。

○南條國務大臣 法律の建前としては、お説のように公営住宅からでも固定資産税が取られるような措置になつておつたのであります。しかし、いかに公営住宅として政府が低所得者のために社会政策的に建てたものからかような固定資産税を取るといふことは家賃に転嫁されることであるので思ひます。特に先般の予算の編成の場合に、建設省の方から自治庁と話し合ひをしまして、三十二年度三十一年度並みに非課税とすることに決定しておるわ

けであります。そこでたまたまの御質問の、それならば非交付団体に対する穴があくじゃないかというお説については、これは自治庁といたしまして特にこの点を考慮してその穴埋めをするような措置になっておるのでございませうから、これは自治庁の方で御調べ願いたいと存じます。

○小川(豊)委員　そこで公営住宅に対する固定資産税等に対しては政府が特別交付金等を見て家賃にかならないようにしてやる、こういうことなんですか、公団あるいは住宅協会等ではこういう恩典がありません。従って住宅公団あるいは住宅協会等の建設した家屋と公営住宅との家賃に格差が生ずるようなことがあるかないか、この点をお尋ねいたします。

○南條國務大臣　公団の住宅と公営住宅との家賃に格差があることはやむを得ないと思います。公営住宅については、たまたまのように固定資産税等は非課税でありますけれども、公団住宅についてはこの点の免除がないわけですから。ただ最近多少新聞等で問題になっておりますのは、その点について居住者との間に契約があるけれども、当初はそれほど高い課税だと思わなかったのが高いというのでいろいろ問題があるようでありませうけれども、これにつきましても、公団の場合においては百分の一・四であったものを〇・七に半分にするという話が自治庁との間につきましても、それだけ減税をしてもらうような措置になっております。従いましてその程度の公営住宅と公団との格差はございませうが、これはやむを得ないのではないかと考えております。

○小川(豊)委員　そこでこの家賃を決定する場合、公団等では、私の聞いていいるのでは本人の所得等を十分調査した上で決定している。もし今後固定資産税が公団あるいは住宅協会の家賃にかかると、従って値上りになるというふうな場合には非常に所得とのバランスがとれなくなるというふうな状態になってくるのではないかと、この心配されるのですが、固定資産税等が家賃にかかるといふことは公団にはありませんか。

○鬼丸政府委員　ただいま大臣から御説明がございましたように、住宅公団の家賃住宅につきましてもある程度の固定資産税が課されることになると思いますが、これはことしからでございます。従いまして賃貸住宅の家賃は従来から見ると、その分だけ上る結果になるといふことに相なります。ただいまお尋ねの、しからば入居しておる者の収入基準からいって、それに矛盾するようにならぬか、収入基準がはずれるような場合がありはせぬかというお尋ねと思いましたが、御承知のように公団の入居資格になる収入基準は月二万五千円以上で考へておりますが、今回の固定資産税が課せられます場合に、先ほど大臣の御答弁にありましたように、大体半分に負けてもらいますと、月にいたしまして四百円程度、はつきりした数字は申し上げかねますが、四百円前後に相なるかと思っております。現在入っておりますが、収入二万五千円という人につきましても、よく了解を得まして、やはりこれだけの負担をしていただく。収入基準は別に法律で限定しておるわけではございませぬので、これは入居者との賃貸契約上の問題として、よく納得して払っていただくように取り計らうことになると思っています。

○小川(豊)委員　入居者が月四百円、五百円の家賃が上るといふことは、これは家がなから入ると思っているので、そのことを私はそり問題にしているのではありません。一応収入基準というものを作って入れていくということに對して、この点は公営住宅に入つたものは、そりいり恩典があつて心配ないが、公団あるいは住宅協会等に入つた場合には家賃が上るといふことは不公平になりはしないかというところが第一点。いま一点はこりいりふり上げることによつて、今度は民間の家賃が引き上げられるような心配が出てきはせぬか、こりいり点が考へられるが、この点はどう考へられますか。

○鬼丸政府委員　お尋ねの、お尋ねの方からお答えいたしますが、民間の家賃なり間代が、公団に固定資産税が課されることによつて上るといふ傾向にあらぬかというお尋ねでございますが、この点につきましては特に民間の家賃が上るとは考へられないと思ひます。と申しますのは、民間の借家あるいは貸間にいたしましては、民間の借家が、もつと高くなるに高い家賃なり間代を取つておられますので、それが今回の課税によつて影響されることはまずないと考へております。それから不公平という問題は、確かに家賃の金額の上から申しますと考へられる点でございませうが、これは公営住宅の方は特に国が補助をしてやっております、特別にめんどうを見ておる住宅でございませう、それから御承知

のように公団住宅に比べますとさらに低額所得者を対象としたして、お尋ね。従いまして個々の人によつていろいろ不満な不公平という認識も出てくると思ひますけれども、大局的に申しますと公営住宅と公団住宅で一方が若干の課税をされるということにはなりました、それほど大きな隔たりはないのじゃないか、こり考へる次第でございませぬので、御了承願ひたいと思ひます。

○小川(豊)委員　公営住宅の場合は別として、公団住宅では勤労者にできる限り低廉な家賃で住宅を提供するというのが目的なから、民間のうちは貸すの目的が違ふのです。民間の方はなるべく高く貸そうとしておる。そこでこりいりうちは、住宅公団でさえも今度は家賃を上げたのだから私の方も上げなければならぬ、こりいり口実を作つて上げるといふことになつていくのではないか。あなたの答弁で、すでに高くなつておるのだから高くとらぬ、こりいり非常な善意な解は、そりいり善意な解釈に立つておる。私は思ひません。従つて住宅公団の家賃が月四百円なり五百円なり上つていくことによつて、民間の家賃も当然引き上げられる結果になりはしないか、そりいりすると政府の住宅政策と背反したものが出来てきやしないかという感じがしてお尋ねしておる。これがなればばつてお尋ねして、私はそりいり感じが濃厚に出てくる。

○鬼丸政府委員　お答えいたします。お尋ねの趣旨を私に少し考へてみました場合に、あるいは統制されている一般民家の家賃のことをお尋ね

かと思ひますが、これは税金は当然統制額に加えられるということになりますから、問題はなないと思ひます。統制されてない一般民家の家賃なり間代は先ほど申し上げた通りでございませう。それから一般民家の家賃がこれから膨大に上つていくというふうには一般的には考へられないと思ひます。と申しますのは、公団住宅、公庫住宅等がどんどん建ちますと、もうけ主義の一般民家の貸家等はそりいりやみな家賃で貸そうとしてもだんだん困難になつてくるのじゃないか、こりいりふり考へられますので、いすれにいたしまして、一般民家の家賃等はこれからそりいり上りに向かうというふうには考へられないと思ひております。

○小川(豊)委員　その問題はこれで終りますが、そこでさつき三鍋委員のお尋ねにたいして公団法の附則の問題でお尋ねしたいと思ひます。これはこの前も私お尋ねしてあるのですが、附則でこりいりうことをやるのはどういふことかというのを尋ねたのに対して、これはきわめて暫定的なものだ、こりいり御答弁だつたのです。これから日本にいろいろ研修生が入つてくるが、これは暫定的とは言ひながらかなり長年月続けたのじゃないか。今大臣の御答弁でも七百八人ほど三十二年度でも計画がある、これに対する住宅の心配をする。来年もまたお尋ねしてこりいりうことになつて、私は決して暫定的なものとは思ひませんが、暫定的なものだから附則でいいのだという御答弁であつた。ほんとうに暫定的というなら、どれくらいでこれを打ち切る予定か、これをもし打ち切らないとすれば、さつき三鍋さんが言つたように、外務省な

かと思ひますが、これは税金は当然統制額に加えられるということになりますから、問題はなないと思ひます。統制されてない一般民家の家賃なり間代は先ほど申し上げた通りでございませう。それから一般民家の家賃がこれから膨大に上つていくというふうには一般的には考へられないと思ひます。と申しますのは、公団住宅、公庫住宅等がどんどん建ちますと、もうけ主義の一般民家の貸家等はそりいりやみな家賃で貸そうとしてもだんだん困難になつてくるのじゃないか、こりいりふり考へられますので、いすれにいたしまして、一般民家の家賃等はこれからそりいり上りに向かうというふうには考へられないと思ひております。



が、そういう説明でこの法案は通つておるのですか。公団法のできるべきの附則の説明はどういうふうな説明をあなたの方はしておるのですか。

○鬼丸政府委員 現行の三条の第一項についてのお尋ねだと思いますが、この公団法制定当初の附則の特例に関する規定は、先ほど申し上げましたように、建てるというものは入つておらないのでございます。御承知のように、ここに書いておりますように、「住宅の賃貸その他の管理を行う」従いまして駐留軍顧問団の宿舎に限ることに重点がある、その違いはございます。

○小川(豊)委員 そこでこの公団法が制定されたときには、賃貸管理ということでのこの附則は通つておる。その後において、今度はごくわずかだけれども、またごく短期間だが、百戸くらいだろう、こういうことでの御説明があつた。この百戸というものは、百戸になるか二百戸になるか実はわからぬ。そういう点でわれわれはこの附則というものに対してきわめて不満を持つ。ところが、今の大臣の答弁では、大体三十二年で打ち切りたい、三十三年度からこれがもつと増大される場合には、特別の機関を設けてこれはやるつもりであるから、三十二年で打ち切りたい、こういうふうに解釈したが、その解釈してよろしいでしょうか。

○南條國務大臣 私どもとしてはさうな方向にいきたいというので、明年度は、特にこの点を政府間で協議をし

てみたい、こういうふうに考えておるのであります。

○薩摩委員長 他に御質疑はございませんか。なければ本案に対する質疑はこれにて終了したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○薩摩委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

次会は明十五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時十九分散会

昭和三十一年三月二十二日印刷

昭和三十一年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局